

上川町公共交通リ・デザイン事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 要領の趣旨

上川町では、「上川町公共交通リ・デザイン事業」を委託する事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式により企画提案等を求め、本業務に係る設計を価格評価のみならず、企画提案等の内容及びその能力を総合的に比較検討し、本町が必要とする調査を適切に実施するのに最も適した事業者を選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

上川町公共交通リ・デザイン事業

(2) 業務内容

別紙「上川町公共交通リ・デザイン事業業務仕様書」(以下「仕様書等」という。)によるものとする。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案内容により、一部を変更する場合もある。

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

(4) 委託料上限額

17,930,000円(税込)

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであり、最終的な実施内容、契約金額については、本町と調整した上で決定する。

(5) その他

本事業は国土交通省の「令和8年度『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」交通空白解消タイプ」を活用して事業実施する。※採択済

3 事業者の公募及び選定

公募型プロポーザル方式で実施する。

4 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルの公募から委託契約完了までのスケジュールは次のとおり。

項目	期日	備考
公募の公告、実施要領等の公表、質問書の受付開始	4月24日(金)	上川町ホームページ、掲示板等にて公表
質問書の受付締め切り	4月29日(水)	質問書は電子メールによる
質問書の回答期限	4月30日(木)	電子メールによる通知
参加申込書等の提出期限	5月7日(木)	提出：参加申込書、同種・類似業務実績整理表、実施体制表、業務担当者調書、会社概要等
プレゼンテーション及びヒアリングの実施通知	5月8日(金)	電子メール等による通知
企画提案書及び添付資料の提出期限	5月15日(金)	提出：企画提案書送付文、企画提案書、見積書
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	5月19日(火)	
審査結果の通知	5月下旬予定	審査結果通知、受託優先候補者決定
委託契約締結	5月下旬予定	国交省補助金交付決定通知後

5 参加資格

本委託業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を満たす法人その他の団体とする。

- (1) 令和7～9年度上川町物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録済み又はプロポーザルの参加表明時に上川町競争入札参加資格取得に必要な書類一式を提出できること。
- (2) 企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、町が行う入札参加停止措置の期間中にないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法（昭和27年法律172号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (7) 次のアからカのいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。
- (9) 過去5年以内における本委託業務と同種の業務（地方公共団体が発注する交通空白解消関連事業）を履行した実績を有する者であること。

6 参加希望者等の確認

- (1) 提出書類及び提出部数
次に掲げる参加申込書及び添付書類を、各1部提出すること。
 - ア 参加申込書（様式1）
 - イ 同種・類似業務実績整理表（様式2）
 - ウ 実施体制表（様式任意）
 - エ 業務担当者調書（様式任意）※会社概要等のパンフレット類がある場合は、それを添付すること。
- (2) 提出期間
令和8年4月24日（金）から令和8年5月7日（木）
（土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前9時～午後5時）
- (3) 提出方法
持参又は郵送により、下記の「13. 問合せ先・提出先」へ提出すること。
なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。
- (4) その他
参加希望書を提出した後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式3）を提出すること。

と。

7 質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和8年4月24日（金）から令和8年4月29日（水）17時

(2) 受付方法

電子メールにより、下記の「13. 問合せ先・提出先」宛てに質問書（様式4）を提出すること。

（電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。）

電子メールの件名は「上川町公共交通リ・デザイン事業に関する質問（事業者名）」とする。

(3) 回答方法

質問書に記載された担当者連絡先に対し、電子メールにより回答を送付する。

質問及び回答内容は、参加希望書の提出があった全ての者に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

8 企画提案の提出手続

プロポーザル参加者は、次により企画提案書を提出するものとする。

(1) 提出物及び提出部数

ア 企画提案書送付文（様式5）・・・・・・・・・・1部

イ 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・9部

・A4判、縦型、横書き、左綴じ（A3折込可）、ページ数制限なし（着色可）

・委託予定事項の作業スケジュールを示すこと（様式任意）

ウ 見積書（様式任意）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

・提案に必要な一切の経費を含めること。

(2) 提出期間

令和8年4月24日（金）から令和8年5月15日（金）

（土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前9時～午後5時）

(3) 提出方法

持参又は郵送により、下記の「13. 問合せ先・提出先」へ提出すること。

なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

(4) 留意事項

ア 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、町から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合がある。

イ 提出された企画提案書は、返却しない。

ウ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1回のみとし、複数の提案をすることはできない。

9 契約候補者の選定

(1) 審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、町が設置する「上川町公共交通リ・デザイン事業業務委託事業者審査委員会」が行う。

(2) 審査方法

審査は、業務体制実績、提案内容、提案能力、見積価格を別紙「評価基準」に基づき総合的に評価する。なお、参加申込者が1者であった場合も審査を行うものとする。

(3) プレゼンテーションの実施

1 企画提案書あたり20分以内で説明を行い、説明終了後に審査委員が質問を行う。1 企画提案書あたりのプレゼンテーションの時間は、説明と質疑を含めて合計30分以内とする。なお、プレゼンテーションの実施日時、場所等詳細については次のとおりとし、詳細日程等

は、文書等で各提案者に通知する。

日 時：令和8年5月19日（火）予定

場 所：上川町役場（北海道上川郡上川町南町180番地）

準備物：パソコン等（プロジェクター及びスクリーンは本町で準備する。）

（4）契約候補者の決定

各審査委員の採点の合計点（以下「評価点」という）が最も高い事業者を契約候補者とする。

審査員の持ち点を合算した点の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない場合は、不採用とする。なお、評価点が同点の場合は、次により契約候補者の選定を行う。

＜順位付けの条件＞

① 審査項目のうち、「企画提案内容」の点数の合計が最も高い事業者

② ①が複数ある場合は、審査項目の内「担当者の配置、役割分担等」と「同種業務の受託実績」の点数の合計が最も高い事業者

③ ②が複数ある場合は、「見積書の適正価格」の点数が最も高い事業者

（5）選定対象からの除外

次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

ア 上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき。

イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

ウ プレゼンテーションを欠席したとき。

エ その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。

10 審査結果

審査の結果は、全ての提案者に書面で通知する。

なお、審査結果に関する質問は、一切受け付けない。

11 契約の方法

（1）原則として、契約候補者の企画提案書等の記載内容が契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、契約候補者との協議により、内容を修正・追加する場合がある。

（2）契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わないときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった事業者を契約候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結することとする。

12 その他留意事項

（1）企画提案書の作成及び提出に要する経費は、全て提案者の負担とする。

（2）提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。

13 問合せ先・提出先

上川町役場未来想造課政策推進係

〒078-1753 北海道上川郡上川町南町180番地

電話番号 01658-2-4063 F A X 01658-2-1220

E-mail kikaku@town.hokkaido-kamikawa.lg.jp

別紙 評価基準

選定基準	審査項目	評価基準	評価点
業務体制 実績	担当者の配置、役割分担等	業務体制について、役割や責任を明確化し、実働人員の確保、業務実施に向けての十分な体制が示されているか	5
	同種業務の受託実績	他自治体で類似業務を行った実績はあるか	5
提案内容	企画提案内容	AIオンデマンド交通の実証運行及びタクシーDXの導入にあたり、採用予定のデータ・手法・分析方法について具体的に示されているか	10
		人流・交通調査にあたり、採用予定のデータ・手法・分析方法について具体的に示されているか	10
		本町の現状が十分に理解され、実現可能性の高い、具体的な施策案等が提案されているか	10
		本町の現状や地域課題を踏まえた将来像のあり方の検討など、独自の工夫がみられるか	25
	業務実施スケジュール	適切に委託業務が遂行できるスケジュールとなっているか	10
提案能力	資料調達力、取組姿勢・意欲	提案資料等はわかりやすく、本業務に対する取組姿勢が積極的であるか	5
	プレゼンテーション	提案説明及び質問に対する応答が適切かつ明快か	5
見積価格	見積の適正価格	配点×(最低見積価格/提案者の見積価格)	15
合 計			100